

環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成19年5月29日
独立行政法人水産大学校

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人水産大学校の「平成19年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

特定調達物品等の平成19年度における調達の目標

平成19年度における個別の特定調達物品等の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成19年2月2日閣議決定）に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものである。

また、「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）の国の率優先的取組の中で、「グリーン購入法に基づき、国は環境物品の率優先的調達を行う。」を踏まえた調達に努めるとともに、バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの）製品の調達など、環境への負荷低減に資するよう努めることとする。

1 紙 類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙 ジアゾ感光紙	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、コピー用紙を除き、間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
印刷用紙 (カラー用紙を除く) (カラー用紙)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
衛生用紙 トイレトペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2 文具類

<p>シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用 スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウエットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロワー</p>	<p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 事務用封筒(紙製)の調達に当たっては、原則として間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品とする。 また、紙製ファイルについては、間伐材又は合法性が証明された木材が使用されている製品を、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆カードケース、額縁、ごみ箱、及び名札(机上用、衣服取付型、首下型)については、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。 さらに、メディアケース、OAフィルター、インクジェット用OHPフィルム、ファイルのうちクリアホルダー及び窓付き封筒(紙製)については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。</p>
---	--

レターケース
メディアケース（FD・
CD・MO用）
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵 筆
絵の具
墨 汁
の り（液状。補充用を含
む。）
の り（澱粉のり。補充用
を含む。）
の り（固形）
の り（テープ）
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒（紙製）
窓付き封筒（紙製）
けい紙
起案用紙
ノート
タックラベル
インデックス
パンチラベル
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレー
ザー
額 縁
ごみ箱

リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名 札(机上用) 名 札(衣服取付・首下げ 型) 鍵かけ	
---	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒 板 ホワイトボード	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
--	--

4 OA機器

コピー機 複 合 機 拡張性のあるデジタルコ ピー機 電子計算機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ 兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小型充電式 電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する場合(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、平成19年度においても継続して使用する機種を除く。)は、調達目標は100%とする。 なお、記録用メディアについては、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。
---	---

5 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 電気便座 テレビジョン受信機	調達を実施する場合（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、平成19年度においても継続して使用する機種を除く。）は、調達目標は100%とする。
--	--

6 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	--------------------------

7 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	--------------------------

8 照明

蛍光灯照明器具 蛍光灯 電球形状のランプ	調達を実施する場合（器具の形状により、不可能な場合を除く。）は、調達目標は100%とする。
----------------------------	---

9 自動車等

自動車	調達の予定はない。
E T C対応車載器 カーナビゲーションシステム	調達の予定はない。 調達の予定はない。
一般公用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

10 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

11 制服・作業服

制服 作業服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------	--------------------------

12 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペ ット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 ベッドフレームの調達に当たっては、間伐材等の木材 又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に 選択する。
--	--

13 作業用手袋

作業用手袋	調達を実施する場合(防蜂手袋及び防振手袋を除く。)は、調達目標は100%とする。
-------	--

14 その他 繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---------------------------	--------------------------

15 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器	調達の予定はない。
--	-----------

16 公共工事

公共工事	<p>公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p> <p>なお、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材（小径丸太材や建築工事における製材等）の率先利用、伐採材の当該施工現場における有効利用を行う。</p>
------	--

17 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更正 自動車整備 庁舎管理 清掃 輸配送 庁舎等において営業を行う小売業務	<p>調達の手配はない。</p> <p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p> <p>調達の手配はない。</p> <p>調達の手配はない。</p> <p>調達の手配はない。</p> <p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p> <p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p> <p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p> <p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p>
--	---

特定調達物品等以外の平成19年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1．環境物品等の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。
- 2．OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
- 3．環境物品等の選択に当たっては、木材・木製品、バイオマス製品を率先して調達するよう努める。

その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 1．学内にグリーン調達を推進するための委員会を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- 2．調達の実績は、毎年度各品目ごとに取りまとめ、ホームページで公表する。
- 3．機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 4．調達する品目に応じて、エコマーク、バイオマスマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5．調達を行う地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
- 6．本調達方針に基づく担当窓口は総務部施設課とする。
ただし、調達の手続きに関することは総務部会計課とする。

別 紙

独立行政法人水産大学校グリーン調達推進体制概要図

グリーン調達推進委員会	
委員長	総務部長
委員	総務部庶務課長
	総務部会計課長
	総務部施設課長
事務局	総務部施設課